

山口県報

平成19年
7月27日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項 (水産振興課) 二

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (港湾課) 三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) 四

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) 四

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (三件) (商政課) 四

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (四件) (商政課) 七

平成十九年度採石業務管理者試験の実施 (新産業振興課) 七

土地改良事業の工事の完了の届出 (農村整備課) 八

山口県告示第三百九十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年七月二十七日から同年八月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民部生活環境課において公衆の縦覧に供する。



平成十九年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社ルネサス柳井セミコンダクタ
住 所 柳井市南浜三丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社ルネサス柳井セミコンダクタ
所 在 地 柳井市南浜三丁目一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m/分)	工 事 着 手 年 月 日 定 手	工 事 完 成 年 月 日 定 成	使 用 開 始 年 月 日 定 始
六六 (二基)	二・四	平成一九 八、一六	平成一九 八、一六	平成一九 八、一六
六六	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	二	"	"	"
備考 「六六」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十六号の電気めつき施設をいう。				

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 小	
水素イオン濃度 (水素指数)	〇・九	〇・九	〇・〇一
	〇・九	〇・九	〇・〇一
	〇・九	〇・九	〇・〇一
	〇・九	〇・九	〇・〇一
化学的酸素要求量 (mg/l)	四・六八七	四・六八七	〇・〇四
	四・六八七	四・六八七	〇・〇四
	四・六八七	四・六八七	〇・〇四
	四・六八七	四・六八七	〇・〇四
浮遊物質 (mg/l)	四・九	四・九	〇・〇二
	四・九	四・九	〇・〇二
	四・九	四・九	〇・〇二
	四・九	四・九	〇・〇二
室 態 の 値	一・七	一・七	〇・〇二
	一・七	一・七	〇・〇二
	一・七	一・七	〇・〇二
	一・七	一・七	〇・〇二
燃 素 (mg/l)	三・五	三・五	〇・〇二
	三・五	三・五	〇・〇二
	三・五	三・五	〇・〇二
	三・五	三・五	〇・〇二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排 出 水 の 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 小	
七	八・六	一・九三	一九八
七	五・八	一・九三	二三八

山口県告示第三百九十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

平成十九年七月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 氏 名
 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

二 指定漁船調査書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

油谷町加入区	長門市油谷伊上一六一六	中村 作次	山口県漁業協同組合
油谷町北西部加入区	油谷蔵小田二六二四	木下靖太郎	
日置町加入区	油谷向津具上二五三の二	中村 耕造	
通加入区	油谷後畑一九六五の二	吉岡 一雄	
長門市加入区	日置上二六五二の二	又野 和男	
	通九四五	高田 惣次	
	一四〇の四	君川 泰弘	
	東深川一〇〇〇の八九	河野 智昭	
	一〇一九の一	吉田 正純	
		山田 博	

油谷町加入部加入区	平成十九年七月二十七日から同年八月十日まで	山口県漁業協同組合
日置町加入区	"	"
通加入区	"	"
長門市加入区	"	"

山口県告示第三百九十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十九年七月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

- 1 第一工区
 - 下関市豊北町大字神田字綱打場二二二〇の二及び二二二〇の五地先公有水面
- 2 第二工区の一
 - 下関市豊北町大字神田字綱打場二二二〇の七から同市豊北町大字神田字神田四七二九の八に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

- 1 第一工区
 - 次の1の地点から26の地点までを順次結んだ線、26の地点と27の地点を結ぶ昭和三十五年十一月三十日付け指令港湾第八三八号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+一・二一メートル)及び1の地点と27の地点を結ぶ昭和五十五年八月十五日付け指令港湾第三四二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+一・二一メートル)に囲まれた区域
- 2 第二工区の一
 - 次の28の地点と29の地点を結ぶ平成十七年五月六日付け指令平一七港湾第九四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+一・一六メートル)、29の地点から32の地点までを順次結んだ線、32の地点と33の地点を結ぶ平成五年九月二十一日付け指令港湾第四八二号でしゅん功認可された埋立地と公

有水面との境界線(D・L・+一・三七メートル)、33の地点から35の地点までを順次結んだ線及び28の地点と35の地点を結ぶ平成六年一月七日付け指令港湾第七四二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+一・一六メートル)に囲まれた区域

- 1の地点 下関市豊北町大字神田字山田の山田三等三角点(北緯三四度一九分一〇・九六四秒東経一三〇度五四分三七・四五五秒)(以下「基準点」という。)から二五四度三八分一七秒一、六〇三・〇九メートルの地点
- 2の地点 1の地点から一九度四六分四三秒一・二六メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二〇度三五分一五秒一・〇七メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二〇度四分三九秒一・〇〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二〇度四分五五秒一・六一メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一九度四分〇八秒一・〇〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一九度三〇分五一秒一・〇二メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二〇度九分五六秒三・一〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一九度四一分〇一秒二〇・二六メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二九度〇九分三八秒三・一〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一九度三三分二一秒〇・四九メートルの地点
- 12の地点 11の地点から七七度五五分二秒〇・七〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一六度五七分三五秒三・一〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から七七度五五分四八秒二五・八九メートルの地点
- 15の地点 14の地点から三四度四五分二秒三・一メートルの地点
- 16の地点 15の地点から七七度三七分三七秒〇・三六メートルの地点
- 17の地点 16の地点から五〇度〇三分三五秒一・三三メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一四度〇七分四一秒三・一〇メートルの地点
- 19の地点 18の地点から五〇度一四分五六秒四三・七〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から三二度二三分〇九秒三・一〇メートルの地点
- 21の地点 20の地点から五〇度一七分四三秒〇・五八メートルの地点
- 22の地点 21の地点から八七度二三分三秒一〇・九三メートルの地点
- 23の地点 22の地点から一七八度一三分二八秒一・〇〇メートルの地点
- 24の地点 23の地点から八七度三〇分二六秒一・五九メートルの地点
- 25の地点 24の地点から三五八度二〇分二六秒一・〇〇メートルの地点
- 26の地点 25の地点から八七度一九分五三秒三・一メートルの地点
- 27の地点 26の地点から二五一度〇五分四六秒一〇・八五メートルの地点
- 28の地点 27の地点から二五四度〇八分三三秒一、四六五・七一メートルの地点

- 29の地点 28の地点から六二度四〇分三九秒三四・二四メートルの地点
- 30の地点 29の地点から六三度一七分五四秒三二・四二メートルの地点
- 31の地点 30の地点から三三度一七分五二秒一・六八メートルの地点
- 32の地点 31の地点から六三度〇五分〇六秒三・四四メートルの地点
- 33の地点 32の地点から三四度一〇分〇五秒七・二八メートルの地点
- 34の地点 33の地点から二四八度二〇分一三秒一・三二メートルの地点
- 35の地点 34の地点から二四三度一六分三三秒六八・二二メートルの地点

(三) 面積

- 1 第一工区 八二四・一七平方メートル
- 2 第二工区の一 三六五・八一平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十四年一月二十一日 指令港湾第七号の九

三 関係図書を閲覧できる市町

下関市

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成十九年七月十三日



(三八二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年八月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 大正の県有形文化財旧殿居郵便局と地域住民交流の会

代表者の氏名 河田 麟

主たる事務所の所在地 下関市豊田町大字殿居一一一番地

三 定款に記載された目的

山口県指定有形文化財に指定されている旧殿居郵便局舎を保存し、並びに山口県民に対して旧局内において郵便制度及び地域に関する資料の展示、閲覧等を行うことにより、情報交換及び地域の住民の交流の促進を図り、もって地域の活性化に寄与すること。

(三八二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成十九年九月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年七月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人やまぐち男女共同参画会議

代表者の氏名 岩谷 邦子

主たる事務所の所在地 柳井市柳井二二八番地の八

(三八三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年七月二十七日から同年十一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルシヨク塩浜店

所在地 下関市彦島田の首町一丁目一番二五号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社サンリブ 北九州市小倉北区金田一丁目三番三三号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	藤村 昌伯		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	岩切 陽親		
届出者の氏名	株式会社サンリブ		

四 届出年月日

平成十九年七月十二日

五 変更年月日

平成十九年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンリブ東駅

所在地 下関市羽山町四〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

サンデン交通株式会社 下関市羽山町三番三三号

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	藤村 昌伯		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	岩切 陽親		
届出者の氏名	株式会社サンリブ		

四 届出年月日

平成十九年七月十二日

五 変更年月日

平成十九年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルシヨク迫町店

所在地 下関市彦島迫町三丁目三〇五四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社サンリブ 北九州市小倉北区金田一丁目三番三三号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	藤村 昌伯		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	岩切 陽親		
届出者の氏名	株式会社サンリブ		

四 届出年月日

平成十九年七月十二日

五 変更年月日

平成十九年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 カラトピア

所在地 下関市唐戸町四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要
 唐戸開発株式会社 住所 下関市唐戸町四番一号 代表者の氏名 高田 昌幸

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社サンリブ	藤村 昌伯	岩切 陽親

四 届出年月日
 平成十九年七月十二日
 五 変更年月日
 平成十九年五月二十二日

(三八四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成十九年七月二十七日から同年十一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。
 平成十九年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク南浜店
 所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 宇部マテリアルズ株式会社 住所 宇部市大字小串一九八五
 代表者の氏名 安部 研一
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	光井 一彦	安部 研一

四 届出年月日
 平成十九年七月十二日
 五 変更年月日
 平成十九年六月二十七日

(三八五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成十九年七月二十七日から同年十一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
 平成十九年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 サンリブ下松
 所在地 下松市南花岡六丁目八番一号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 株式会社サンリブ 住所 北九州市小倉北区金田一丁目三番三三三号 代表者の氏名 岩切 陽親
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社サンリブ	藤村 昌伯	岩切 陽親

四 届出年月日
 平成十九年七月十二日
 五 変更年月日
 平成十九年五月二十二日

(三八六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年三月十六日山口県公告(一一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年七月二十七日から同年八月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン長府ショッピングセンター

所在地 下関市長府外浦町三五四七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年三月十六日山口県公告(一一〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年七月二十七日から同年八月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン下松山田ショッピングセンター

所在地 下松市大字山田一五六の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

十九年三月十六日山口県公告(一一二)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年七月二十七日から同年八月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン柳井ショッピングセンター

所在地 柳井市柳井一七四〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年三月十六日山口県公告(一一二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年七月二十七日から同年八月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン小野田店

所在地 山陽小野田市大字東高泊二二五六

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三九〇) 平成十九年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成十九年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 試験の日時
平成十九年十月十二日(金曜日) 午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
山口市滝町一番一号 山口県庁共用第三会議室及び共用第五会議室
- 三 受験資格
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目
(一) 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。)
(二) 岩石の採取に関する技術的な事項
- 五 受験願書の受付期間
平成十九年九月十二日(水曜日) から同年十月三日(水曜日) まで(郵送の場合
は、十月三日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一) 山口県商工労働部新産業振興課
- 七 提出書類
(一) 受験願書
(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)
- 八 受験手数料
八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等
(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十 その他
(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を

平成十九年七月二十七日印刷
平成十九年七月二十七日発行

発行人 山口県庁
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

はつたあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百円
七部以上十一部以下	二百四十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三―九三三―三三―五五)にすること。

(三九二) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十九年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
周東高森土地改良区	道仏地区	平成 八、二、二六	平成 八、三、二一
周東祖生土地改良区	今岡地区	"	"
周東川越土地改良区	かんがい排水	"	"
	明神地区	平成 六、二、八	平成 一〇、三、二七
	ほ場の整備		